

定期監査結果報告書

- 1 監査の期日
- ・ 水道事業会計 平成13年1月25日
 - ・ 工業用水道事業会計 平成13年1月29日

- 2 監査の対象 高砂市水道事業所所掌事務全般

3 監査の方針

今回の監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成12年4月1日から平成12年10月31日までの間における高砂市水道事業会計及び工業用水道事業会計の予算執行状況、使用料等の収納事務、支出負担行為、委託契約、前渡資金取扱状況等の財務管理をはじめ、施設、備品等の財産管理について、関係する法令、規則に従い、適正かつ効率的に執行されているか、また公営企業会計原則に基づき、水道事業所の経営に係る管理が適正に行われているかを主眼にして実施した。

4 監査の要領

監査にあたっては、あらかじめ高砂市水道事業所より平成12年10月31日現在における各事業会計に係る関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

当該関係資料に基づき、内容を審査したところ、おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。

水道事業会計は、毎年多額の純損失を生じ、また欠損金も毎年累積しており、平成12年度に水道料金の改正を行ったところであるが、常に公営企業としての経済性を発揮し、本来の目的である公共の福祉の増進を図るとともに、経営の健全化に向け全職員が一体となって努力するよう望むものである。

また工業用水道事業会計は、受益関係企業の負担による運営であるが、経営の合理化、効率化による経費の節減に努め、工業用水の安定供給に寄与することを期待する。

以下、今後検討要する点も併せ、各項目について述べることとする。

(1) 現金取扱事務

前渡資金の取扱について審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

しかし、通帳については、金庫内に保管されてはいたが、通帳の残高は定期的に確認するよう要望する。

(2) 財産管理事務

管理備品及び管理財産については、おおむね適正に処理され、今後も財産管理について万全を期されたい。

(3) 滞納整理について

滞納整理については、訪問徴収等を行い、努力のあとは見受けられるが、平成12年度からの水道料金の値上げに伴い、滞納額が増加することも予想されるが、公平な負担を期するうえからも、厳正かつ効率的に取り組み、未収金の発生防止と早期回収に努めるよう望むものである。

(4) 水道事業所の時間外勤務及び年次有給休暇について

時間外勤務、年次有給休暇について、職員間に時間数及び取得日数に不均衡が見られるが、職員の健康面に配慮し、極力均衡化するよう図られたい。